

横浜市民は、『超過課税で、三重苦か?..』



国は、平成31年度税制改正において、「森林環境税(仮称)創設する」ことが、
 去年の12/22閣議決定で盛り込まれた。

●どうなる、県の水源環境保全税は...。どうする、横浜市の横浜みどり税は...。

県の水源環境保全税および国の森林環境(譲与)税の用途



図1

横浜市の横浜みどり税および国の森林環境(譲与)税の用途



図2



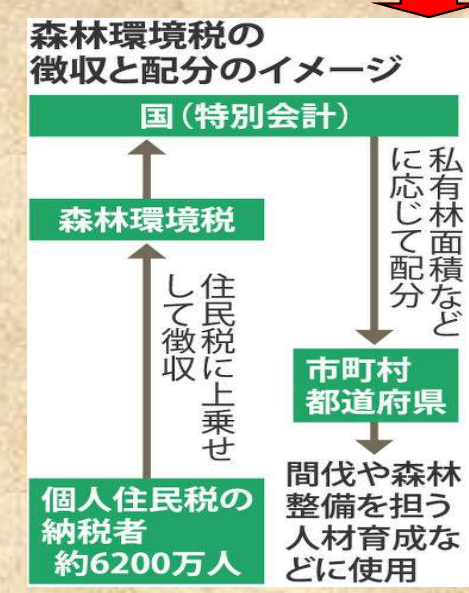
◆国の「森林環境税」新設は、ほんとうに 放置森林は生き返せるのか!!

⇒地球温暖化対策として、森林の二酸化炭素(CO2)吸収力の保持にも追い風になる。ただ、森林が放置されてきた問題は、その理由は複雑だ。また、すでに神奈川県も横浜市も似た税が存在している。新税を設ければ長年の問題が解決するのだろうか?

⇒森林環境税は、住民税の上乗せという形で、森林、環境に無関係のところからも広くお金を取る。だから、課税そのものが森林の健全化を進めるようには働かない。そうすると使い方が肝心だが、不在地主などの細かくて複雑な問題にどう使って、どう解決するのだろうか?

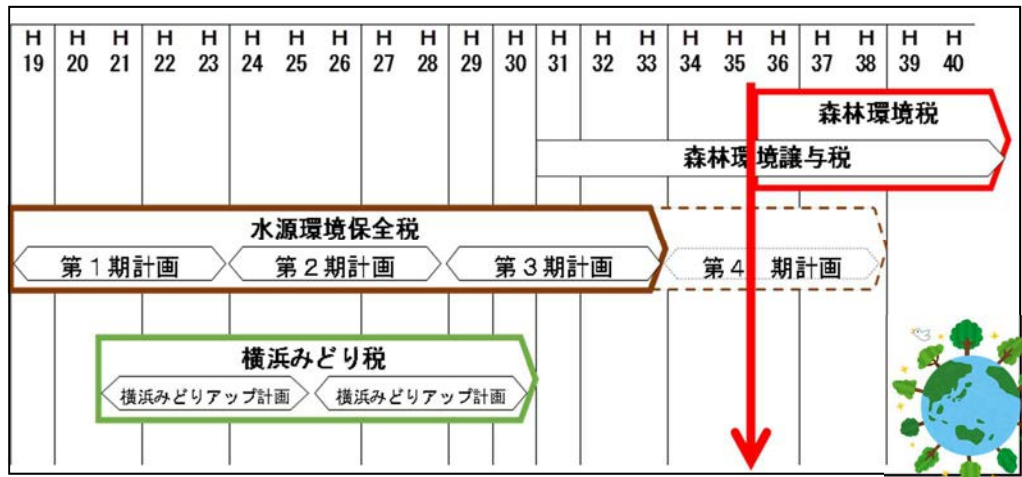
⇒目的税という性質が疑問だ。一般的には目的税で特別財源ができるよ目的が達成されても税は存続し、結果的に無駄遣いが多くなる。日本の危機的な財政状況を考えると、本当に必要なものならば、他の支出を絞って財源をつくるのが筋ではないか!

図3



政府・与党は、多くの国民が森林の恩恵を受けているとして、すべての個人住民税の納税者(現在約6200万人)を対象に徴収し、私有林の面積や林業従事者数などに応じて市町村や都道府県に配分することを検討。税額を1000円とし年620億円の税収となります。

●超過課税の二重苦・三重苦は、いつから幕開けするのか・・・



●表図1・2から国の森林環境(譲与)税との用途の重複をどう考えるのか!

山口ゆう子は考えます。

◆用途が重なるとはいえ、内容の吟味が必要である。どの部分が重複するのか否か検討し、配分を見直す必要がある。

例えば、山梨県への負担金が以下の表1である。

表1

年度	個人県民税 超過課税相当額	相模川水系上流域対策 (荒廃森林再生事業) ※山梨県への負担金	個人県民税超過 課税相当額に おける山梨県への 負担金の割合
H24	40億442万円	2,513万円	0.62%
H25	40億8,018万円	3,733万円	0.91%
H26	39億895万円	4,460万円	1.12%
H27	39億5,510万円	2,575万円	0.65%
H28	40億2,228万円	1,777万円	0.44%
H29	40億2,851万円	2,000万円	0.49%

※H24～28は実績、H29は当初予算額

※超過課税はH19から導入、相模川水系上流域対策(荒廃森林再生事業)はH24から実施。

◆表の図3にもあるように、国の森林環境税は「市町村」に配分されるのだから神奈川県から山梨県へ負担金は、廃止してしかるべきと考える。
◆同じく、横浜市にも人口配分により、かなり配分れるのだから、平成31年以降「横浜みどりアップ計画」を継続するのであれば、超過税という形をとるのではなく、一般会計から捻出していただきたい。

◆県の水源環境保全税は第4期計画までは予定されている。
⇒平成36から38年度までは、確実に二重苦。
⇒金額で言うと、国の森林環境税 1,000円/年
県の水源環境保全税 約890円/年
◆横浜みどり税は、平成30年度まで決定しているが、それ以降継続されれば、900円/年

三重苦になれば、合計2,790円の超過税が住民税に付加される。

◆県の水源環境保全税の必要性とは・・・

今迄の取組実績及び成果を、水環境モニタリング事業で検証しているが
1. 水環境モニタリング事業のうち、森林のモニタリング調査では、森林整備の実施により、森林の持つ※水源かん養機能が維持・向上の方向にあることが確認(表2)された。

※水源かん養機能とは

「自然に水がしみこむように徐々に養い育てること。」であり、「森林が水資源を蓄え、育み、守っている働き」という意味。

表2

森林モニタリング調査(人工林現況調査)結果

年度	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	ランク外
平成27年度	37%	39%	18%	1%	5%
平成15年度	17%	24%	50%	2%	7%
	最近手入れがされ、当面、整備の必要がない	手入れがされているが、数年以内に整備が必要	長期間、整備の形跡がない	全く整備の形跡がない	広葉樹林化など

2. 上記事業の内、河川のモニタリング調査では、専門家による動植物調査や、県民参加型調査を実施し、相模川水系、酒匂川水系の双方で良好な水源水質を維持している状態であることが確認された。

3. 県の水源環境保全税が、横浜市にどんな関係と恩恵をもたらすのか!!

⇒横浜市には、横浜水道(道志川)がある。しかし、横浜市全体が使う水量の8.83%しかまかなえていない。従って相模川水系、酒匂川水系の双方の水源なくしては、生活全般成り立たないのが現状である。

⇒この事から、県の水源環境保全税は、横浜市にとって必要性が高い。



- 文教常任委員会
- 三期目
- 都筑区選出
- 岡山県生まれ

事務所
〒224-0041
横浜市都筑区仲町台1-23-13
TEL:045-948-3465
PCアドレス
:change@yuko-yamaguchi.com
iPadアドレス
:y-yuko@i.softbank.jp

荒廃した森林



整備された健全な森林

